

五 製造物責任法の問題点

製造物責任法案が発表された直後の産業界の反応は、きわめて冷静なものであった。それに対し、消費者団体や日弁連等は、この法案に対し不満の意を表明した。このような社会的反応は、このような内容の製造物責任法が制定されても、法状況がこれまでとそれほど変わらないことの反映であり、言葉を換えれば、今回の立法がそれほどの実質を伴わなかったことを示しているということがいえるであろう。

もちろん法律が出来たこと自体は望ましいことであるが、本法に実質的意味を与えるためには、少なくとも本法の三つの問題点につき、是正をしていくことが必要なように思われる。

この法律の第一の問題点は、製造物責任法の性格が、世界的にみて、きわめて特異なものとなっていることである。製造物責任法はヨーロッパ諸国でもアメリカでも消費者保護を目的とし、消費者被害だけを一般に救済対象としている。わが国でも昨年一二月の国民生活審議会の報告まではこのような消費者被害に焦点を絞った法制化が試みられていたが、法案作成の最後の段階で、営業損害に関しても無過失責任による保護を認めることになってしまった。結果として、タンカーや大型の工場用機械の欠陥による営業損害等も、製造物責任法のカバーするところとなった。欧米の製造物責任法では営業損害の賠償は認められていないが、右に述べたような製品の輸出に

伴って、日本のメーカーだけが過大な責任を問われる可能性が生じてしまった。そもそも、製造物責任を無過失化する理由は、製品の安全性に対する鑑識眼が一般の消費者になかったことにあるのであり、十分な製品の安全性識別能力を持つ海運会社や大企業を無過失責任によって保護する必要はどこにも存在していない。

ただ、製造物責任法を消費者保護に純化したものへ是正するのは、法技術的にはそれほど難しいことではない。製造物責任法第二条の定義規定に次の文言を付加すれば、問題はすべて解決する。

この法律において「損害」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 生命又は身体を害されたことによる損害
- 二 欠陥のある製造物以外の物の毀損又は損壊。ただし、その物が通常個人的な使用又は消費のために供される性質のものであり、かつ、被害者によって主としてその個人的な使用又は消費のために利用されていたものでなければならぬ

第二の問題点は、製造物責任法が、動産のみをその対象とし、不動産を適用範囲から除外したことにある。実は、これまでも欠陥製品をめぐる損害賠償事件判決は相当数存在し、それは約二〇〇件にのぼる。うち欠陥不動産関連の事件は四八件で、他の商品と較べもっとも事故が多いものであった。結果として製造物責任法はもっとも社会的ニーズが強いところにその保護を与えなかったことになる。しかも、民法は土地工作物責任で、不動産の欠陥につきそれを購入した消費

者（所有者）に無過失責任を負わせている。したがって、欠陥不動産から近隣の者が被害を蒙った等の場合に、製造者である建築業者は過失がなければ責任を負わないのに、消費者は無過失責任を負うという逆転現象が生じたのである。

ただ、この点の是正も、法技術的にはそれほど難しいものではない。第二条に「この法律において『製造物』とは、製造又は加工された動産をいう」と規定されている。この「動産」という言葉を「すべての物」に置き換えるだけで、問題は解決されるのである。

第三の問題点は、情報開示制度がなくてもよいのか、ということである。製造物責任法案が発表される少し前に、日本製薬工業協会のPL問題検討委員長が、PL制度が成立した場合、被害者が企業に臨床試験段階のデータを求めた際の対応として、「製薬協として公開を指示する考えはない」と明言している。従来PLの問題にとって、企業の情報秘匿による、立証の困難ゆえに、訴訟があまり機能しないとされてきたが、今回の立法によっても、企業の情報秘匿状況には変化がないことになる。しかし、この点を是正するのもそれほど難しいことではなく、製造物責任法第四条の後に、次の二カ条を追加するだけで問題は解決することになる。

第五条（証拠提出命令） 裁判所は、当事者の請求に基づき、相当と認めるときは、製造者その他の欠陥発生に関与した者で当該訴訟の当事者となつてゐる者に対し、欠陥又は因果関係の存否に関する特定された文書その他の証拠、又は当該製品事故に関し当然収集しておくべき証拠の提出を求めることができる。

電気ストーブから有害物質が発生し、使用者が化学物質過敏症を発生したとし、販売会社の不法行為責任が認められた事例（家26の控訴審判決）

東京高判平一八・八・三一（判時一九五九・三）

控訴人（第一審原告） Aほか二名

被控訴人（第一審被告） 株式会社イトーヨーカ堂

被控訴人補助参加人 D株式会社

主 文

一 原判決中控訴人Aに関する部分を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人は、控訴人Aに対し、五五四万三七七一円及びこれに対する平成一三年二月二六日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

(2) 控訴人Aのその余の請求を棄却する。

二 控訴人B及び同Cの本件控訴をいずれも棄却する。

三 訴訟費用は、第一、二審を通じて、控訴人B及び同Cと被控訴人との間においては、被控訴人に生じた費用の一分の二を同控訴人らの、その余は各自の各負担とし、控訴人Aと被控訴人との間においては、被控訴人に生じた費用の一分の五と控訴人Aに生じた費用の一分の五を控訴人Aの、その余を被控訴人の各負担とし、参加によって生じた費用は、第一、二審を通じて、控訴人B及び同Cと被控訴人補助参加人との間においては、被控訴人補助参加人に生じた費用の一分の二を同控訴人らの、その余は各自の各負担とし、控訴人Aと被控訴人補助参加人との間においては、被控訴人補助参加人に生じた費用の一分の八と控訴人Aに生じた

費用を全部被控訴人補助参加人の負担とする。

四 この判決の第一項(1)は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第一 控訴の趣旨(当審において請求減縮)〔略〕

第二 事案の概要

一 控訴人Bと控訴人Cは夫婦であり、控訴人Aはその間の子である。

本件は、控訴人Bが、平成一三年一月一〇日、被控訴人のイトーヨーカドー武蔵境店において、中国製の電気ストーブ「ユーバ EUPA TSK15302LG」一台を購入し(以下、控訴人Bが購入したストーブを「本件ストーブ」といい、上記同一記号番号のストーブを「本件同型ストーブ」という)、控訴人Aがこれを同月二七日から使用したところ、本件ストーブから有害化学物質が発生し、これにより、控訴人Aは中枢神経機能障害及び自律神経機能障害を発症した上、化学物質過敏症の後遺症が生じ、また、控訴人B及び同Cは控訴人Aの上記発症により多大な精神的苦痛を受けたと主張して、控訴人らが、被控訴人に對し、不法行為、債務不履行(不完全履行)又は製造物責任法三条に基づく損害賠償として、①主位的に、本件ストーブの使用と控訴人Bの上記症状との間の因果関係が認められたときには賠償額を五億円とする被控訴人との間の合意に基づき、控訴人B及び同Cについては各一〇〇万円、控訴人Aについては四億八〇〇〇万円及びこれらに対する上記不法行為ないし債務不履行後の日である平成一三年二月二六日から各支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求め、②予備的に、上記賠償額の合意がないものとして、控訴人B及び同Cについては各一〇〇万円、控訴人Aについては二億〇二一〇万九三〇円及びこれらに対する平成一三年二月二六日から各支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である(なお、本件は、被控訴人が提起した債務不存在確認の訴えに対する反訴として提起されたものであるが、被控訴人の本訴は、原審において、訴えの取下げにより終了した)。

原審は、控訴人Aに生じた症状と本件ストーブから発生した有害化学物質との間に因果関係は認められないとして、控訴人らの請求をいずれも棄却した。そこで、控訴人らがこれを不服として控訴した。(後略)

二 (前略)

(1) (略)

(2) 当審における補充的主張(争点②関係)

ア 控訴人ら

(ア) 家電販売業者は、電気器具を販売するに際して、これを購入し使用する者の生命身体の安全を守るため、当該機器の安全性を確認すべき注意義務を負っている。

一般の家電販売業者においても、新規の暖房器具を販売する場合においては、使用する者の生命身体に危険を及ぼさないため、安全規格の確認はもちろんのこと、商品サンプルを稼働させ、異臭が発生しないか、部材が加熱されすぎないか、形状に問題がないか等の安全確認を当然のこととして行っている。

被控訴人は、我が国有数の大手流通業者であり、クオリティコントロール室(以下「QC室」という。)を置き、その販売する商品については、販売前に、原材料・製造工程等についてメーカーに対する詳細な調査を行うほか、国内外を問わず、立入検査を行うなどし、販売開始後も、定期的に商品の抜き検査を行い、商品に問題がないかを確認することとしており、このような品質管理を全国の顧客に宣伝している。

上記品質管理を表明する以上、被控訴人は、顧客に対し、平成一二年九月に本件同型ストーブを全国の店舗で販売するに際し、商品サンプルを用いて使用上の安全性を確認する注意義務があったといふべきである。

そして、被控訴人は、上記注意義務を尽くし、本件同型ストーブの販売前に、サンプルを稼働させて安全性の確認を行えば、ガード部分が加熱され、異臭が発生するのであるから、ガード部分からは